

「市民自治によるまちづくり基本条例」  
策定に向けた提言書（案）

一宮市自治基本条例(仮称)を考える会

※自治基本条例とは、一般的に、まちづくりの基本的なルールを定めた、市町村版の法律のことをいいます。

※一宮市自治基本条例（仮称）を考える会は、すべて公募市民で構成された会で、条例の基本的な考え方を検討しています。検討結果は、提言書として市長に提出されます。

※この提言書（案）は作成途中です。今後、タウンミーティングや考える会での検討を通じ、よりよいものに仕上げていきます。

## 構成

- 1 名称
- 2 前文
- 第1章 総則
  - 1項 目的
  - 2項 この条例の位置づけ
  - 3項 基本となる用語
  - 4項 まちづくりの基本原則
- 第2章 市民参加のまちづくり
  - 1項 市民の権利と責務
  - 2項 情報公開・共有
  - 3項 評価
  - 4項 参加の機会・実施
  - 5項 総合計画によるまちづくり
  - 6項 意見・要望・苦情等への対応
  - 7項 住民投票
- 第3章 市民自治の仕組み
  - 1項 協働のまちづくり
  - 2項 まちづくりと地域活動団体
  - 3項 まちづくりとNPO
  - 4項 活動団体の支援・育成
  - 5項 地域づくり協議会
- 第4章 議会の役割と責務
  - 1項 活動原則
  - 2項 議会の役割・責務
  - 3項 情報公開
  - 4項 市民参加
  - 5項 議員の役割
- 第5章 行政の役割
  - 1項 市長の役割・責務
  - 2項 執行機関の役割・責務
  - 3項 職員の役割・責務
  - 4項 財政運営
- 第6章 実効性の確保
  - 1項 評価のための市民委員会
  - 2項 条例の見直し

## 1 名称

### 【提言】

○「市民自治によるまちづくり基本条例」とします。

### 【提言の理由】

- ①提案の名称のほか、市民参加を重視する観点から、「まちづくり基本条例」とする意見が多数ありました。これは、市民が中心となりより身近な問題を、行政に頼ることなく、あるいは行政、議会とともに「まちづくり」をするという市民主体の「想い」を表わそうという意見です。
- ②一方、「一宮市自治基本条例」とする意見もありました。この条例が、他の条例や、議会ならびに行政の行動に規範性をもち、市民、議会、行政の協働の仕組みづくりを重視する名称がよい、という意見です。
- ③これら両者の特徴を含み、かつ、名称のみでこの条例策定の趣旨を市民に伝えることができるものとして、この名称を提案します。
- ④なお、この名称案では、「一宮市」が入らないことになりますが、一宮市は自明であり、名称に入れる必要はないと考えました。

## 2 前文

### 【提言】

- ①一宮市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、未来に向けた新しいまちづくりを進めるために、条例制定の基本的な理念が記述される必要があります。そのキーワードとして、真清田神社、木曾川、繊維産業などが挙げられます。
- ②条例制定の基本的な理念を表す重要なキーワードとして、市民一人一人の主体性、市民自治、市民参加、協働、情報共有などが挙げられます。
- ③また、一宮市民憲章を尊重する旨の記述が必要です。
- ④そして、なぜこの条例が必要なのかを記述する必要があります。

## 第1章 総則

### 1 項 目的

#### 【提言】

- ①「市民自治によるまちづくり基本条例」（以下、この条例と表記）は、住み良いまちの実現を図るために、市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにします。
- ②市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定めます。
- ③さらに、そのために必要な、議会や行政の役割と責務を明らかにします。

### 【提言の理由】

- ①まちづくりを進めるためには、市民一人一人が地域に起こる問題に気づき、解決するために行動を起こす事が大切です。
- ②また、市民が主体となってまちづくりを行うためには、議会や行政の新たな役割と責務を明確にする必要があります。

## 2項 この条例の位置づけ

### 【提言】

- この条例は一宮市の最高規範とします。他の条例、規則等の制定・改廃及び運用に当たっては、この条例の条文及び趣旨を踏まえ、この条例との整合性を図ります。

### 【提言の理由】

- この条例を最高規範とするには、現在の法体系では難しい点がありますが、条例の見直し、市民委員会などによる監視で、最高規範性を実質的に担保していく必要があります。

## 3項 基本となる用語

### 【提言】

以下の用語は、一般の定義と異なる場合もありますが、提言では以下のように定義します。

#### （まちづくり）

- ①まちづくりとは、かたちとして目に見える、道路、建物、下水道、公園、広場や、かたちこそ見えないが、伝統、文化、歴史、産業、教育、自然、人と人のつながり、心と心のふれあいなど、市民の暮らしを支える全てのものを、より良くしていく、持続的な活動をいいます。

#### （市民）

- ②市民とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しないが、市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体をいいます。

#### （地域活動団体）

- ③地域活動団体とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする市民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいいます。

#### （NPO）

- ④NPOとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホテルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織

(法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など)をいいます。

(活動団体)

⑤活動団体とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体、NPO、地域活動団体などの総称をいいます。

#### 4項 まちづくりの基本原則

##### 【提言】

〇市民が主人公となってまちづくりを進めるための基本原則を次の4つとします。

(市民自治の原則)

①市民自治がまちづくりの基本であること。

(参加の原則)

②市民参加が保障されること。

(協働の原則)

③市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。

(情報共有の原則)

④まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。

##### 【提言の理由】

①市民は地域に起こる諸課題の解決に向けて行動し、市民自治を実現するために、自ら主体的に動いたり、提言することが望まれます。

②現状では想いのある市民の活動や発言が尊重されない場合がみられます。

③また、経済的な事情、障がいなどにより、まちづくりの活動に参加したいと思っても参加できないケースがありますが、一人一人の人権が尊重され、参加の権利がきちんと保障されることが必要です。

④市民、議会、行政がその立場や特性を生かし、それぞれを補完しながら地域の課題解決を図ります。

⑤現時点でも情報公開の仕組みはありますが、活動する市民は十分と感じていない状況です。市民が自ら判断・行動し、市民自治を進めるためには、さらなる情報公開が行われ、説明責任が果たされる必要があります。

⑥また、協働によるまちづくりを進めるためには、議会や行政の情報を市民に提供するだけでなく、市民の持っている情報や、能力を共有することが必要です。

- ⑦この4つの原則のほかに、財政の健全化の原則、効率化の原則も入れたらどうかという意見がありました。

## 第2章 市民参加のまちづくり

### 1項 市民の権利と責務

#### 【提言】

##### (市民の権利)

- ①市民はまちづくりに参加する基本的な権利があり、その機会を均等に有します。
- ②未成年者はまちづくりに参加する権利を有します。ただし、強制されることがあってはなりません。
- ③市民によるまちづくり活動は自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。
- ④まちづくりに興味があっても参加する時間がない人にも意思を表明できる機会をもてるよう考慮する必要があります。
- ⑤市民はまちづくりや税金の使い方に関して議会、行政が保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。特に市民生活に重大な影響を与える決定や、一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利があります。

##### (市民の責務)

- ⑥市民はまちづくりに参加する責務があります。ただし、参加しなかったことに対して不利益を被りません。
- ⑦活動団体は、情報を市民に積極的に公開していく責務があります。特に助成金や補助金、寄付などを得た団体はその用途及び活動結果について公開しなければなりません。
- ⑧「市民が選ぶ市民活動支援制度」は、市民が市民の自主的な活動を支えるという趣旨であり、まちづくりを進めるために大変重要な仕組みです。市民・活動団体・行政などが協力してこの仕組みを盛り上げていくことが重要です。

#### 【提言の理由】

- ①従来、まちづくりは行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、この条例で改めて市民には、まちづくりに参加する権利と責務があることを明確にしました。
- ②次世代を担う未成年者がまちづくりに関心を持ち責任を持って活動するようになることが望まれます。

### 2項 情報公開・共有

#### 【提言】

- ①行政や議会が保有する情報は市民との共有財産であり、市民に積極的に公開される必要があ

ります。また、情報を公開する範囲はあらかじめ決めておき、恣意的な公開にならないようにする必要があります。

- ②情報公開の対象は、第三セクター、市の関連法人など、市が最終的に責任を負う組織全てとします。
- ③まちづくりを有効に進めるために行政からの情報を市民に提供するだけでなく、市民の持っている情報や能力を市民・議会・行政で共有します。
- ④市民・議会・行政が行うまちづくりにおける、計画の立案、実施、評価の各段階において、相互に情報を共有します。

#### 【提言の理由】

- ①情報公開が進むことで、市民のまちづくりに対する意識や、まちづくりに対する関心が高まることが期待できます。また、まちづくりの透明性を確保することにもつながります。
- ②情報には行政が自ら進んで提供するものと市民から請求されて出すものとありますが、いずれかに拘らず、適切に公開される必要があります。

### 3項 評価

#### 【提言】

(評価の内容・目的)

- ①市民が行政や議会の活動を市民の視点で評価できる仕組みが必要です。評価の対象となるのは行政が行う事業の費用対効果、達成状況、成果、財政状況、議会活動などです。評価を行うのは市民の権利であり責務です。
- ②合併などの市民生活への影響が大きい政策決定や、初期投資の大きい事業や、維持管理費等、継続的な支出が大きい事業の評価が重要です。
- ③活動団体の活動も、応援する基盤をつくるという趣旨で評価の対象になります。ただし、個人の自発性を重んじるボランティア活動は評価になじまないと考えます。

(評価の主体)

- ④市民個人による評価、第三者機関(市民オンブズマン、この条例の評価のための市民委員会、総合計画推進市民会議など)による外部評価が必要です。
- ⑤活動団体で市民個人の意見を集約して行政に届けるような仕組みが必要です。

#### 【提言の理由】

- ①行政が事業を実施した結果、良くなった事、逆に悪くなったこと、費用対効果等を評価、検証することで将来の政策立案などに役立てる事ができ、より良いまちづくりにつながります。
- ②行政の施策に対しては、市民と議会が補い合いながらチェックしていくことが重要です。
- ③市民による評価を行う際、個人の評価のまま行政に提出するのでは反映されないことが考えられるため、意見を集約する仕組みが有効です。
- ④市民がより参加しやすい評価とするために、モニター期間を設ける、地域ごとの評価を行う

などの工夫が考えられます。

#### 4 項 参加の機会・実施

##### 【提言】

- ①行政が策定する計画、実施、評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参画・参加しやすい環境を整える必要があります。
- ②地域活動団体や、NPO などが、市民が気軽にまちづくりに参加できる機会を提供することが必要です。
- ③地域における声かけや、活動団体への寄付など、直接参加しない活動も大切なものと位置づけます。
- ④行政が運営する「市民が選ぶ市民活動支援制度」の他に、民間が運営する、市民がまちづくりを資金面で支援する仕組みが必要です。
- ⑤未成年者のまちづくりへの参加を促すために、個人で、親子で、学校を通じて、それぞれ参加の機会があることが重要です。

##### 【提言の理由】

- ①地域活動団体のような問題解決の仕組みがありながら、きちんと機能していない状況もあり、機能するように市民が参加することが望めます。
- ②現状では活動団体や行政が参加する場を用意しても、参加する市民は少ないのが現状です。市民に伝える仕組みや手法の改善が望めます。

#### 5 項 総合計画によるまちづくり

##### 【提言】

- ①まちづくりを進めるために、総合計画を策定します。
- ②市民が総合計画の策定プロセスに参加することは大変重要なことであり、総合計画は広く市民参加を得て策定されなければなりません。
- ③総合計画の実施段階において、市民が参加して評価、監視する仕組みや組織が必要です。又、計画の見直しも同様です。
- ④総合計画は、条例で定められている4つの原則（市民自治の原則、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則）を踏まえて作成される必要があります。

##### 【提言の理由】

- 第6次総合計画の策定では市民参加が進められ、市民の意見が採り入れられるようになりました。さらに市民参加をすすめ、市民の意見などが反映され、市民の理解を得られる計画策定が求められています。

#### 6 項 意見・要望・苦情等への対応

##### 【提言】

- ①市民から意見、要望、苦情、提言等があったとき行政は速やかに事実関係を調査し、誠実に応える義務があります。
- ②相談窓口を一本化して対応し、たらい回しをしてはなりません。

#### 【提言の理由】

- 従来行政は縦割り組織のため、市民にとっては意見、要望、苦情等の窓口がよくわからず、たらい回しされたり、横の繋がりが悪いために対応が悪い場合があります。

### 7 項 住民投票

#### 【提言】

- ①住民投票は議会による間接民主主義制度を補完するしくみとして、又住民の総意を把握するためにも有効であり、住民投票制度に関する独自条例の制定を望みます。
- ②住民投票の投票権を有する者は、行政に係る重要な事項について、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を請求することができます。
- ③住民投票の投票権を有する者による連署が50分の1以上となるときは、市長は意見を付けてこれを市議会に付議します。ただし10分の1以上の請求があった場合は、市長は議会を通さずに住民投票を実施します。
- ④住民投票の結果を、議会及び市長は最大限尊重することが求められます。

#### 【提言の理由】

- ①市長においては市の重要事項について市民全体の意見を聴くという事が大切であり、また市民においてもその意思を表す機会が必要です。
- ②他の自治体の例では、住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も少なくありません。住民投票の結果と市長や議会の判断のどちらが優先されるかは難しい問題だと思われませんが、最大限尊重してもらうことが必要だと考えます。
- ③住民投票の投票権を有する者の資格として、年齢・国籍などをどのように定義するか、住民投票の成立・不成立をどのように定義するかなど、制度の詳細については市民を交えた議論を経て、条例として定める必要があります。

## 第3章 市民自治の仕組み

### 1 項 協働のまちづくり

#### 【提言】

- ①市民、地域活動団体、NPO、議会、行政等が対等な立場に立ち、相手を尊重しながら協力してまちづくりを行います。
- ②協働でまちづくりを行うためには、それぞれが自助、互助、共助、自製の精神を持っていることが必要です。

### 【提言の理由】

○協働でまちづくりを行うことで、活動の相乗効果や市民自治が向上することが期待できます。

## 2 項 まちづくりと地域活動団体

### 【提言】

(位置づけ)

- ①全住民が構成メンバーである地域活動団体は、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。
- ②地域自治については、組や班などの20～30世帯の単位をまちづくりの重要な担い手として位置づけ、その活動を町内会・連区によるまちづくりに発展させます。

(責務)

- ③地域活動団体は、まちづくりに主体的・能動的に取り組み、行政と協働して、地域の意思を反映し地域課題の解決を図ります。
- ④地域活動団体は、住民の身近な話し合いから課題を抽出し、まちづくり活動に反映させていきます。
- ⑤地域活動団体は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。
- ⑥地域活動団体は住民が参加しやすい活動を行うとともに、若い人を巻きこみ、次世代の担い手を育てます。
- ⑦住民は地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加し協力します。
- ⑧行政は地域活動団体がその機能・役割を十分発揮できるように、必要な施策を講じなければなりません。

### 【提言の理由】

- ①地域活動団体は、地域に起こった問題全てに横断的に関わることができ、向こう三軒両隣のつながりを作ることができるといったNPOや行政にはない特徴があります。
- ②地域活動団体の活動は、前年を踏襲しようという傾向が強く、そうした状況を住民の側も当たり前としてしまっている現実があります。老若男女を問わず、住民の意見をよく聞き、民主的な運営がなされることが重要です。

## 3 項 まちづくりとNPO

### 【提言】

(位置づけ)

- ①市民の自発性・自主性を基本とし、専門性や得意分野を有するNPOは、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。

(責務)

- ②NPO は地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりにつながっているという意識を持ち、活動を市民に開き、団体相互の連携を持ち、課題に取り組み解決を図ります。
- ③NPO は市民が参加しやすい活動を行うとともに、若い人を巻きこみ、次世代の担い手を育てます。
- ④市民は、まちづくりにおける重要な担い手として NPO が必要であると認識を持ち、積極的に参加し行動します。
- ⑤市民・行政は NPO の活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて活動場所の提供・活動経費の援助、広報支援、その他の支援に努めます。

#### 【提言の理由】

ONPO は制度がなかったり、隙間となっている地域の課題に対して、先駆的・専門的に取り組むことができるといった、地域活動団体や行政にはない特長があります。

### 4 項 活動団体の支援・育成

#### 【提言】

- ①市民・行政は活動団体が発足しやすく、活動が活発にできるよう、環境整備に努めます。
- ②行政は活動団体のニーズをよく把握し、自主性や自立性を損ねるような支援とならないよう留意します。
- ③行政は市民に対してまちづくりを進めるための学習の機会を提供し、人材を養成します。

#### 【提言の理由】

- ①行政は、市民に対して、「自分達の住む地域は自分達で良くしていく」という意識を高めることと、「何ができるか」を知識として提供するために、人材養成研修や講座を行います。
- ②人材研修を実施することで、意欲のある人を発掘し、活動するための能力を向上させることができます。また、参加者同士でコミュニケーションがとれ、それぞれが所属する団体の活動内容を理解することができます。

### 5 項 地域づくり協議会

#### 【提言】

(設置)

- ①地域の意志を反映し、住民自らが自主的・自立的に身近な地域課題の解決を図ることのできる仕組みとして、地域づくり協議会を住民自ら設置することができます。
- ②地域づくり協議会の区域は、原則として連区を一地域とします。
- ③地域づくり協議会の構成員は、その連区に居住する個人またはその連区で活動する団体・事業所などとなります。

(役割と責務)

- ④地域づくり協議会は、民主的・効率的な運営を行います。
- ⑤地域づくり協議会は、地域の住民の意見や要望等をまちづくりの活動に反映させ、地域の課題解決に自ら積極的に取り組みます。また、地域の住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成や、地域資源の有効活用に努めます。
- ⑥住民は、地域づくり協議会の取り組みに積極的に参加します。
- ⑦行政は、地域住民の身近な課題の解決は、地域づくり協議会に委ねることを基本とします。また、地域づくり協議会との間で適切に役割を分担するとともに、地域づくり協議会の自主性・自立性が十分に発揮されよう配慮します。
- ⑧行政は、地域づくり協議会の設立と運営にあたって、必要な支援を行います。

【提言の理由】

- ①各地域の特色を活かした住民自治を進めるためには、全市一律ではなく、地域ごとに課題を自ら設定でき、解決に取り組むことができる仕組みが必要です。
- ②町内会で解決できることは町内会で、できないことを地域づくり協議会で、さらにできないことを行政が行うという補完的な関係にあります。
- ③すでに西成連区地域づくり協議会が発足しており、その成果と課題を見ながら柔軟に仕組みを変えていく必要があります。

## 第4章 議会の役割と責務

### 1 項 活動原則

【提言】

- ①議会は市の重要事項を議決する権限、並びに市の執行機関に対し監視及びけん制し評価する権限を有します。
- ②議会は市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報の公開を図り、市民に議会の開催日程・請願陳情の審査方法、その他議会運営を工夫し、より市民に開かれた運営を行います。
- ③議会は、政策立案や政策提言を積極的に行います。

### 2 項 議会の役割・責務

【提言】

- ①議会は法令で定められた、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関です。
- ②議会は本会議、委員会等の会議を公開し、審議経過や議決の内容を積極的に公表し、開かれた運営を行います。
- ③議会は議会の活性化に努めるとともに独自の政策提言及び政策案の強化を図るため調査活動等を積極的に行います。

④より開かれ、活性化した議会運営を行うため、議会基本条例の制定が望まれます。

**【提言の理由】**

議会基本条例は近隣の自治体でも策定が進められています。この条例で盛り込むべきことは基本的な事項にとどめ、議会のあるべき姿を議会自ら議論し、改革につなげてもらいたいと考えています。

### 3 項 情報公開

**【提言】**

- ①議会は、傍聴しやすいような日や時間を自ら設定する等、市民に開かれた議会運営をします。
- ②議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすために、定例議会が終了する毎に、議会報告会の開催と議会便りの発行を行います。

**【提言の理由】**

- ①議会の情報公開は、現状では広報・インターネットなどに限定されており、さらに情報提供に努める必要があります。
- ②なお、ケーブルテレビを使った議会の生中継があるとよい、という意見もありました。

### 4 項 市民参加

**【提言】**

- ①議会は、市民が提出する請願及び陳情等を審議する際、本会議もしくは委員会において、提案者等が意見を述べる機会を設ける必要があります。
- ②議会は、市民・地域活動団体・NPO 等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。
- ③議会は、会期中・閉会中を問わず、市民の意見を直接聞くことできる議会主催の意見交換会を設置するなど、市民が議会の活動に参加できるようにします。

**【提言の理由】**

- ①市民が議会に対して提言や意見を出しやすい環境が整えば、市民のまちづくりに対する関心も高まり、市民参加の推進につながると考えられます。
- ②市民の声が反映するように、意見や提言等を提出できる総合的な窓口の整備などの工夫が必要です。

### 5 項 議員の役割

**【提言】**

- ①議員は、議員相互間の自由な討議を大切にします。
- ②議員は、自己の見識を高めるため自己研さんにつとめ、誠実に責務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動を行います。

- ③議員は個別的な事案の解決だけでなく市民全体の福祉の向上を目指して活動します。
- ④議員は市民との意見交換に努めます。

#### 【提言の理由】

議員は選挙で選ばれた代表者として、市民に対してその活動を報告し、または説明・対話する責務があります。

## 第5章 行政の役割

### 1項 市長の役割・責務

#### 【提言】

- ①市長は、全市民の目線に立った行政を執行する、責任と義務を負います。また、住み良いまちの実現のため、市民との協働の推進、健全財政をはかり効果的・効率的で質の高い事業を行う責務があります。
- ②市の執行機関を、環境変化に対応できるように、組織を柔軟に改めるとともに、職員の人員配置・研修・出向など職務能力向上に努め、行政を統括する責任を負います。
- ③市長は、議会との関係において互いの「なれ合い」「対立」を回避し、議会に、情報と政策研究・審議に必要な時間を提供し、緊密で緊張ある関係を保ち市政運営することが求められます。

### 2項 執行機関の役割・責務

#### 【提言】

- ①市の執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に、行政活動を実施します。
- ②各執行機関は、市民のニーズを的確に把握するとともに、議会と連携し、常に市民の立場を考えた行政活動を行います。
- ③国・県との連携を進め、地方分権を進めていくためにも、市は自立に向けて改革を推進します。

### 3項 職員の役割・責務

#### 【提言】

- ①職員は、まちづくりの主体が市民であることを理解し、市民と共にまちを作る意欲をもって職務にあたります。
- ②職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民の立場に立って、質の高いサービスの提供を行います。
- ③職員は、執行機関の一員として政策課題に適切に対応していくため、自己研さんに努めます。

#### 【提言の理由】

- ①市民は、職員に対して、全体の奉仕者であるという心構えがあり、市民の目線に立って考え、行動できる人を望んでいます。市民からの苦情、要望、意見などに対しても誠実な対応を求

めています。

②職員の能力向上は、市民サービスに還元されるため、大変重要です。

#### 4項 財政運営

##### 【提言】

- ①市長は、費用に比して効果の高いより効率的な財政運営に努めます。また財政環境の変化に耐えうる持続可能な、より健全な財政の確立に努めなければなりません。
- ②このために、市財政基盤の維持、強化（収入増と支出の抑制につながる施策）を考慮し財政運営を行います。
- ③市長は、財政の現状とその予測を市民に分かりやすく公開、説明します。

##### 【提言の理由】

- ①財政は、現在および将来の、あらゆる行政施策の基盤であることから、政策の選択以前の重要な問題です。
- ②各年度の財政運営において、借入金を極力抑制し債務の増加を防止し、後世代の市民に過大な負担を転嫁しないことが重要です。

## 第6章 実効性の確保

### 1項 評価のための市民委員会

##### 【提言】

（設置）

- ①この条例が、市民や議会、行政などによって遵守、活用され、その実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」（以下、委員会と表記）を設置します。
- ②委員会は公募による市民が参加するものとします。

（役割と責務）

- ③委員会は、既存の、また新しく制定する条例、その他規則がこの条例に適合しているか、整合性があるかをチェックします。
- ④委員会は、この条例制定後に、市民によるまちづくりが進展しているかどうか市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表していきます。
- ⑤委員会はこれらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。

##### 【提言の理由】

委員会の設置や役割については方針だけを示しました。具体的な機能、役割などについてこの条例制定後に検討する必要があると考えます。

## 2項 条例の見直し

### 【提言】

この条例を常により良いものにするために、適宜、見直し改定される必要があります。少なくとも4年をめぐりに、条例の全体を、制定時と同じように市民が参加し見直すものとしします。

### 【提言の理由】

地方分権の進展など地方自治を取り巻く環境や、市民生活、財政状況などの社会、経済情勢の変化に対応するためには適宜の見直しが必要です。